経済産業省

制定 20200529保局第2号

令和2年6月12日

改正 20230310保局第2号

令和5年3月20日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

安全管理審査評定等委員会設置要綱について

電気事業法第51条第6項(第55条第6項において準用する場合を含む。) に規定する使用前自主検査又は定期事業者検査の実施に係る体制の総合的な評 定及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期事業者検 査の実施時期を定める安全管理審査評定等委員会の安全管理審査評定等委員会 設置要綱を別紙のとおり定める。

附則

- 1 本要綱は、令和2年6月12日から施行する。
- 2 安全管理審査評定委員会設置要綱(内規)(平成29年3月31日付け28 保電安第40号)は廃止する。

附則

この規程は、令和5年3月20日から施行する。

安全管理審查評定等委員会設置要綱

1. 設置

産業保安グループ電力安全課に、安全管理審査評定等委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

2. 目的

委員会は、電気事業法第51条第6項(第55条第6項において準用する場合を含む。) に規定する使用前自主検査又は定期自主検査(以下、「使用前自主(定期自主)検査」という。)の実施に係る体制の総合的な評定をし、及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の実施時期を定めることを目的とする。

3. 所掌業務

委員会は別に定める安全管理審査評定等委員会運営要領に基づき、使用前自主(定期自主)検査の実施に係る体制について、総合的な評定をし、及び電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の実施時期を定める。

4. 組織

委員会は、電力安全課長を委員長とし、同課課長補佐(企画調整担当、電源担当、 再エネ担当、送配電担当)及び委員長の指名を受けた電気工作物検査官を委員として 構成する。